

## 熊本県監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年4月20日から平成30年5月18日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月6日

熊本県監査委員 濱田 義之  
同 竹中 潮  
同 氷室 雄一郎  
同 田代 国広

### 1 監査対象機関

部局名	機関名
総務部	消防学校
企画振興部	東京事務所
健康福祉部	保健環境科学研究所、食肉衛生検査所、清水が丘学園、精神保健福祉センター
環境生活部	環境センター、くまもと県民交流館
商工観光労働部	大阪事務所、福岡事務所、高等技術専門校、技術短期大学校、産業技術センター
農林水産部	中央家畜保健衛生所、城北家畜保健衛生所、阿蘇家畜保健衛生所、城南家畜保健衛生所、天草家畜保健衛生所、農業大学校、林業研究指導所、水産研究センター、漁業取締事務所
土木部	三角港管理事務所、八代港管理事務所、水俣港管理事務所、熊本港管理事務所、天草空港管理事務所
教育委員会	宇城教育事務所、玉名教育事務所、菊池教育事務所、阿蘇教育事務所、上益城教育事務所、八代教育事務所、芦北教育事務所、球磨教育事務所、天草教育事務所、県立教育センター、県立図書館、県立美術館、県立装飾古墳館

### 2 監査対象期間 平成29年度

### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

### 4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
商工観光 労働部	高等技術 専門学校	(切手類の管理について) 切手の現在高と郵便切手出納簿上の残高が一致しないため、監査当日、差分の切手を別管理として切手の現在高と郵便切手出納簿との整合性を図っている。 熊本県物品取扱規則等に基づき、切手類の管理は適正に行うこと。
	産業技術 センター	(障害者雇用促進企業等からの追加見積について) 前年度監査において、一般廃棄物収集運搬業務委託契約の際に障害者雇用促進企業等から1者追加して見積書を徴取していなかったため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。 障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱に基づき、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取すること。
農林水産 部	農業大学 校	(物品の毀損について) 農機具操作の安全確認不足により、重要備品2個（フォレージハーベスタ及びトラクター）を毀損している。 農機具操作の安全確認の徹底を図るとともに、再発防止策を講じること。
土木部	熊本港管 理事務所	(電話料金の支払遅延について) 平成29年7月分の電話料金について支払が遅れたため、遅延利息115円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。
教育委員 会	菊池教育 事務所	(報酬等の支払事務について) スクールソーシャルワーカー等への報酬等の支払事務について、次の課題がある。 (1) 所得税の徴収誤りが多数発生している。 (2) 社会保険料の徴収誤りが1件発生している。 報酬等の支払に当たっては、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを徹底すること。
	県立図書 館	(最低制限価格の算定誤りについて) 設備機器運転監視業務委託の一般競争入札において、最低制限価格の算定を誤って入札を行った結果、本来の落札者とは異なる業者が落札していたことが判明したため、落札者を変更している。 最低制限価格の算定について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。